

令和3年度 第7回産山村農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和3年12月13日（月）午前9時から午前9時30分

2 開催場所

産山村役場基幹集落センター

3 出席委員

農業委員

1番：井 信雄 2番：井 美奈子 3番：井 敏博 4番：嶋井 眞代

5番：工藤 奈桜美 6番：芹井 剛 7番：山部 光一 会長：池部 誓

農地利用最適化推進委員

岩本 宣博

4 議事日程

(1) 議事録署名委員の選出

(2) 報告第15号～25号

農地法第18条による賃貸借の合意による解約について

(3) 議案第11号

農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについて

(4) 議案第12号～13号

農地法第3条による所有権の移転（贈与）について

(5) 議案第14号～15号

農地法第3条による所有権の移転（贈与）について

(6) 議案第16号～17号

農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について

5 農業委員会事務局

事務局長：井山 健一郎

事務局：井山 健二

6 議事録

○議長

(会長挨拶を行う)

まずは、議事録署名委員の選出については、山部光一委員と井敏博委員にお願いいたします。それではさっそく議案の審議に入ります。報告第15号～25号農地法第18条による賃貸借の合意による解約について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(農地の賃貸借の解約についての概要説明を行う)

報告15号から25号まで、まとめてご報告いたします。報告15号についてですが、4ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。5ページに航空写真を載せております。

(以下、同様に報告25号まで報告を行う。)

○議長

事務局より説明をいただきましたが、法人組織に農地集積と農業者年金の手続きに伴う解約ということで良いか。

○事務局

そのとおりです。

○議長

報告事項ですが、本内容について皆さんより意見等ございますか。

○委員

意見なし

○議長

続きまして、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

(農用地利用集積計画の概要説明を行う。)

議案第11号の農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の定めについて、説明いたします。37ページをご覧ください。農用地利用集積計画書の一覧表を載せております。集積の件数、筆数、面積については、記載されているとおりです。38ページから61ページにかけて、個別の農用地利用集積計画書を載せております。62ページと63ページに航空写真を載せております。記載されている農地全てを法人に集積することになります。今後、法人で管理していくことにより、共同作業や機械の集約等を行い、コスト削減を行っていく予定です。

○議長

事務局より議案第11号の説明をいただきましたが、本内容について皆さんよりご意見はございますか。法人に農地を集積する計画なので、良いことだと思います。

○委員

異議なし

○議長

それでは、本件については承認したいと思います。

○議長

続きまして、議案第12号から13号については、関連する内容になりますので、まとめて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、64ページをご覧ください。議案第12号から13号農地法3条による所有権の移転、贈与について説明いたします。場所、面積については、記載されているとおりです。航空写真については、65ページ、68ページから70ページに記載しています。担い手世代への所有権移転となっております。

○議長

事務局より議案第12号から13号の説明をいただきましたが、本内容について皆さんよりご意見はございますか。

○委員

異議なし。

○議長

それでは、本件については承認したいと思います。

○議長

続きまして、議案第14号から15号について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、72ページをご覧ください。農地法3条による所有権の移転、贈与についてご説明いたします。場所、面積については、記載されているとおりです。航空写真については、73ページ、75ページに記載しています。先ほどの案件と同様に担い手世代への所有権移転となっております。

○議長

事務局より議案第14号から15号の説明をいただきましたが、本内容について皆さんよりご意見はございますか。現地確認をしていただいた岩本推進委員は何か意見等ございますか。

○岩本推進委員

問題ありません。

○議長

皆さんよりご意見等はございますか。

○委員

異議なし。

○議長

それでは、本件については承認したいと思います。

○議長

続きまして、議案第16号から17号の農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

議案第16号から17号の農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、ご説明いたします。77ページをご覧ください。場所及び面積については、記載されているとおりです。78ページに航空写真を載せております。現況写真については、79ページに載せております。

続きまして、81ページをご覧ください。先ほどの農地に隣接している場所になっております。現況写真については、83ページに載せております。竹や雑木が生い茂っており、農地まで行くことが出来ない状態になっております。

現地確認については、工藤委員とさせていただいております。

○議長

事務局より議案第16号から17号の説明をいただきましたが、本内容について皆さんよりご意見はございますか。現地確認を行っていただいた工藤委員より、何かございますか。

○工藤委員

事務局の説明があったとおりですが、この農地は道がなく、軽トラすら入らない場所のため、農地としての管理はもう出来ない状況でした。

○議長

農業委員会としては、農地を守りたいところではあるが、こういった山奥の農地まで維持管理していくのは難しいと思う。今は、中山間地域の直接支払交付金があり、それで何とか耕作しているところが多いと思う。この交付金が無くなったらどうなるのか、10年後どうなっているか。現在耕作されている方が、耕作出来なくなったときに、次の作り手がいないと思う。場所の良いところは、まだ良いが、場所の悪いところについては、村のような中山間地域では難しいと思う。

○岩本推進委員

自分の農地ですら維持管理が難しくなっている。場所の悪いところを耕作する人はいない。今の米の値段では難しい。

○井信雄委員

自分のところも、法人組織があるが、山奥の田までは作ることには出来ない。

○議長

他に何かございますか。

○委員

異議なし

○議長

それでは、本件については承認したいと思います。その他ですが、何かございますか。

○議長

他に無いようですので、今月の会議は閉会します。

以上、上記のとおり議事の顛末に相違ないことを、ここに署名する。

令和3年12月13日

議事録署名者

農業委員会会長

3番委員

7番委員
